

国との調整状況について

平成26年1月31日

大阪府・大阪市特別区設置協議会

事務局：大阪府市大都市局

- 大都市地域特別区設置法では、事務分担、税源配分、財政調整に関する事項のうち、法制上の措置等を講じる必要がある場合は、協定書作成前にあらかじめ総務大臣に協議することとされている（第5条第2項）。
- 本資料は、この協議に先立ち、パッケージ案をもとに国との間で進めている調整の状況を示したものであり、あくまで現時点での状況を取りまとめたもの。
今後、国との協議・調整を確たるものにしていくには、区割り、事務分担などの制度設計に係る具体的な検討をさらに進めていくことが必要。

1. 事務分担

【法改正が必要なもの】

○パッケージ案の事務分担、税源配分、財政調整を実現するのに必要な法改正事項

⇒ 対象は、全体 1 2 6 法令

うち事務分担 関係 1 2 3 法令

【法改正が必要なもの】123法令

・うち中核市・特例市権限 76法令
(都の特例を含む)

・うち都道府県・指定都市権限 57法令

※ 1つの法令に複数の権限が規定されている場合があるため、法令数の合計は一致せず、単純合計の延べ数としては次項に記載の1 3 3 法令

【これまでの経過】

8月9日パッケージ案を第6回協議会に提示

⇒ パッケージ案の事務分担に必要な法改正事項について、総務省を通じて各府省へ照会（国との調整をスタート）

※やり取りを通じて各府省から意見等がないものは、特別区の事務分担及び法令改正に特段の異論がないものとの扱い

9月19日 各府省の意見・質問の送付

10月28日 回答を送付（→30日第8回協議会に報告）

11月22日 各府省の再意見・質問の送付

1月10日 回答を送付（→17日第12回協議会に報告）

1月29日 各府省の再意見・質問の送付

【国との調整状況】

◆中核市・特例市権限について

- ・中核市並みの特別区を目指す
- ・中核市の要件を満たす人口30万～45万の人口規模
- ・現在の大阪市の人材、専門的知見やノウハウ等が引き継がれ、中核市権限を担うに十分な職員体制・専門性を確保

▶ 上記について理解が進みつつあり、「中核市権限まで」は、法令改正により対応する方向で調整しているところ

◆都道府県・指定都市権限について

▶ 事務処理特例条例による対応も含め、国と調整を進める

■ 権限種別ごとの各府省からの意見・質問（概要）

種別	中核市・特例市権限(都の特例を含む)	都道府県・指定都市権限
主な事務(法令)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の設置の認可(児童福祉法) ・重要文化財(一部)の現状変更許可(文化財保護法) ・用途地域に係る都市計画決定(都市計画法)*都の特例 ・建築確認(面積1万㎡超)(建築基準法)*都の特例 ・土地区画整理組合の設立の認可(土地区画整理法) ・景観計画の策定(景観法) ・廃棄物処理施設の設置の許可(廃棄物処理法) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の設置(児童福祉法) ・県費負担教職員の任免(地方教育行政法) ・建築物用地下水採取許可(建築物用地下水採取規制法) ・大規模小売店舗の新設の届出受理(大店立地法) ・市街地再開発事業の認可(都市再開発法) ・第1種化学物質排出量等の届出経由(化管法) 等
法令数	76	57

⇒延べ133法令

各府省から意見・質問のあったもの [1月29日送付分]

主な事務(法令)	<ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財(一部)の現状変更許可(文化財保護法) ・土地区画整理組合の設立の認可(土地区画整理法) ・景観計画の策定(景観法) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の任免(地方教育行政法) ・大規模小売店舗の新設の届出受理(大店立地法) ・市街地再開発事業の認可(都市再開発法) ・第1種化学物質排出量等の届出経由(化管法)等
意見等概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区が「中核市並み」の規模・能力を備えるのであれば、特別区が担う方向で検討 ・協議会で検討中の組織・要員体制が具体的に示された際に、特別区に移譲することについて改めて協議 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の質を具体的にどのように確保するのか ・大都市特例により移譲されていない事務について、特別区のみに移譲する特例を措置するのは困難 ・法改正により特別区に移譲するのではなく、事務処理特例条例を活用すべき <p style="text-align: right;">等</p>
法令数(*1)	23 → 19 → 12	17 → 17 → 14

(*1)これまで意見・質問の送付があった3回の法令数

2. 財政關係

(1) 財政調整

国との調整事項

- ◆ 現行法上の普通税三税（法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税）に加え、地方交付税（臨時財政対策債を含む）を財政調整財源とする

今後の税収動向によっては、普通税三税だけでは特別区の財政調整に必要な財源が不足する事態も考えられ、制度を安定的に運営していくためには、地方交付税を加えることが不可欠

国との調整状況と検討の方向性

- 特別区財政調整交付金の額が、新たな広域自治体と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図るなど同交付金の目的を達成するための額を下回る恐れがある場合には、新たな広域自治体は、同交付金の額に「条例で定める額」を加算することを可能とする方向。
- 臨時財政対策債については、現行制度どおり、他の市町村と同様に特別区が発行する方向。

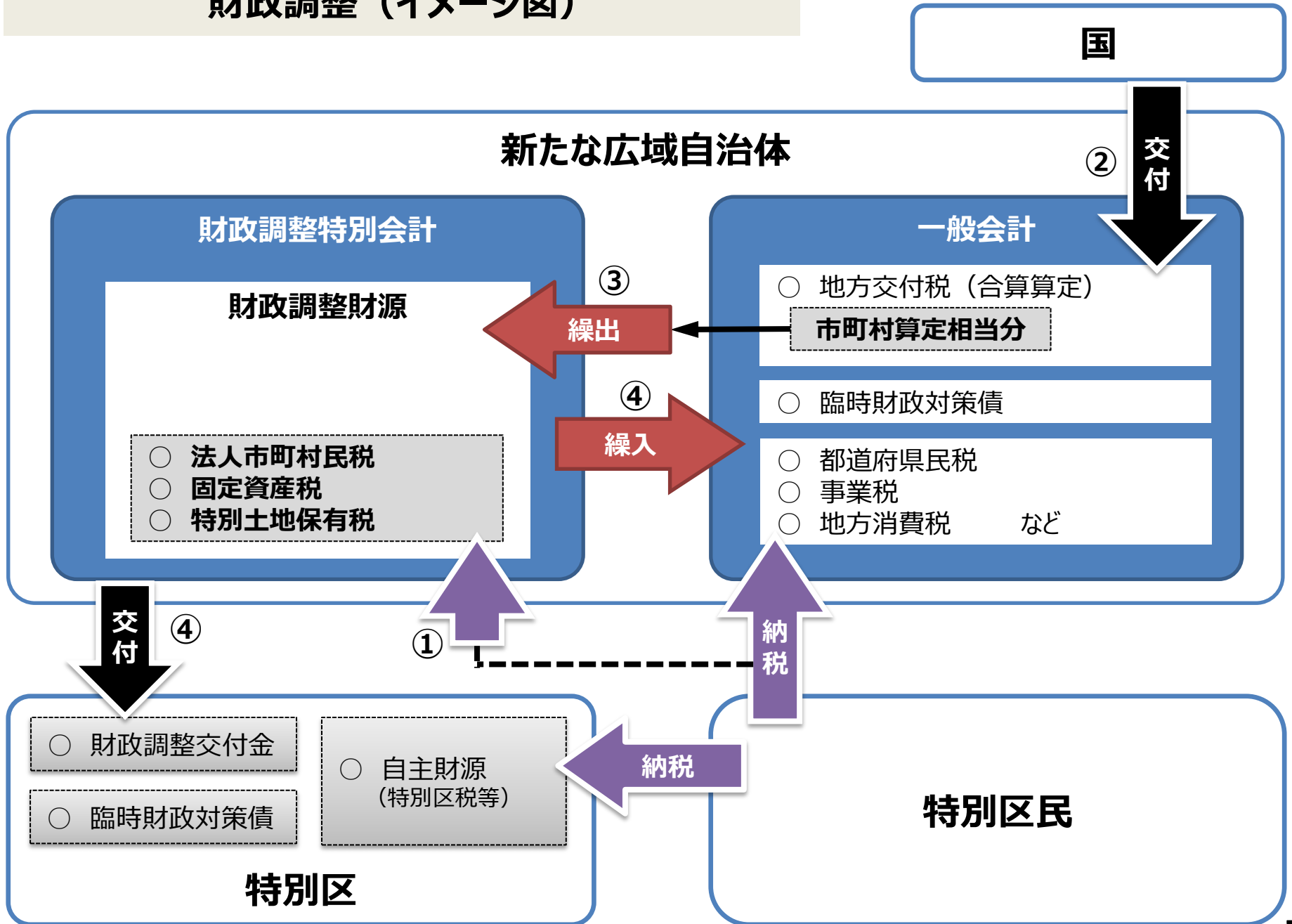


（対応の方向）

新たな広域自治体の条例で、地方交付税の一定割合の額を特別区財政調整交付金の額に追加することを検討。

※ 資料中、■は国との調整状況を示す（以下同じ）。

財政調整（イメージ図）



(2) 健全化判断比率（実質公債費比率等）

国との調整事項

- ◆ 発行済みの大阪市債（既発市債）を新たな広域自治体に承継し、償還することによる健全化判断比率の算定方法

単に既発市債を承継する形では、新たな広域自治体の比率が悪化

【実質公債費比率 算定式】

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを

$$\frac{\text{地方債の元利償還金及び準元利償還金 (A)}}{\text{標準財政規模 (D)} - \text{Aに係る基準財政需要額算入額 (C)}} - \left[\frac{\text{Aに充当される特定財源 (B)} + \text{Aに係る基準財政需要額算入額 (C)}}{\text{標準財政規模 (D)} - \text{Aに係る基準財政需要額算入額 (C)}} \right]$$

$$\frac{\text{地方債の元利償還金 (A)}}{\text{標準財政規模 (D)} - \text{Aに係る基準財政需要額算入額 (C)}}$$

※ 将来負担比率 算定式

地方公共団体が借入金（地方債）など将来負担すべき負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。

$$\frac{\text{将来負担額 (E)}}{\text{標準財政規模 (D)} - \text{Aに係る基準財政需要額算入額 (C)}} - \left[\frac{\text{充当可能基金額 (F)} + \text{特定財源見込額 (G)} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 (H)}}{\text{標準財政規模 (D)} - \text{Aに係る基準財政需要額算入額 (C)}} \right]$$

$$\frac{\text{将来負担額 (E)}}{\text{標準財政規模 (D)} - \text{Aに係る基準財政需要額算入額 (C)}}$$

国との調整状況と検討の方向性

- 既発市債については、新たな広域自治体に承継する。
- 特別区が負担する既発市債の償還分については、特別区設置協定書に基づき、各特別区が新たな広域自治体に償還負担金を支出する。
- なお、特別区の負担分全体を各特別区共有の債務と位置づけるための債務負担行為(①)を設定する。
- その上で、各特別区の出負担額を明確にする必要から、人口按分を基本に「各特別区の償還負担金」に係る債務負担行為(②)を設定する。 ※ ①は②に係る額を除いて計上

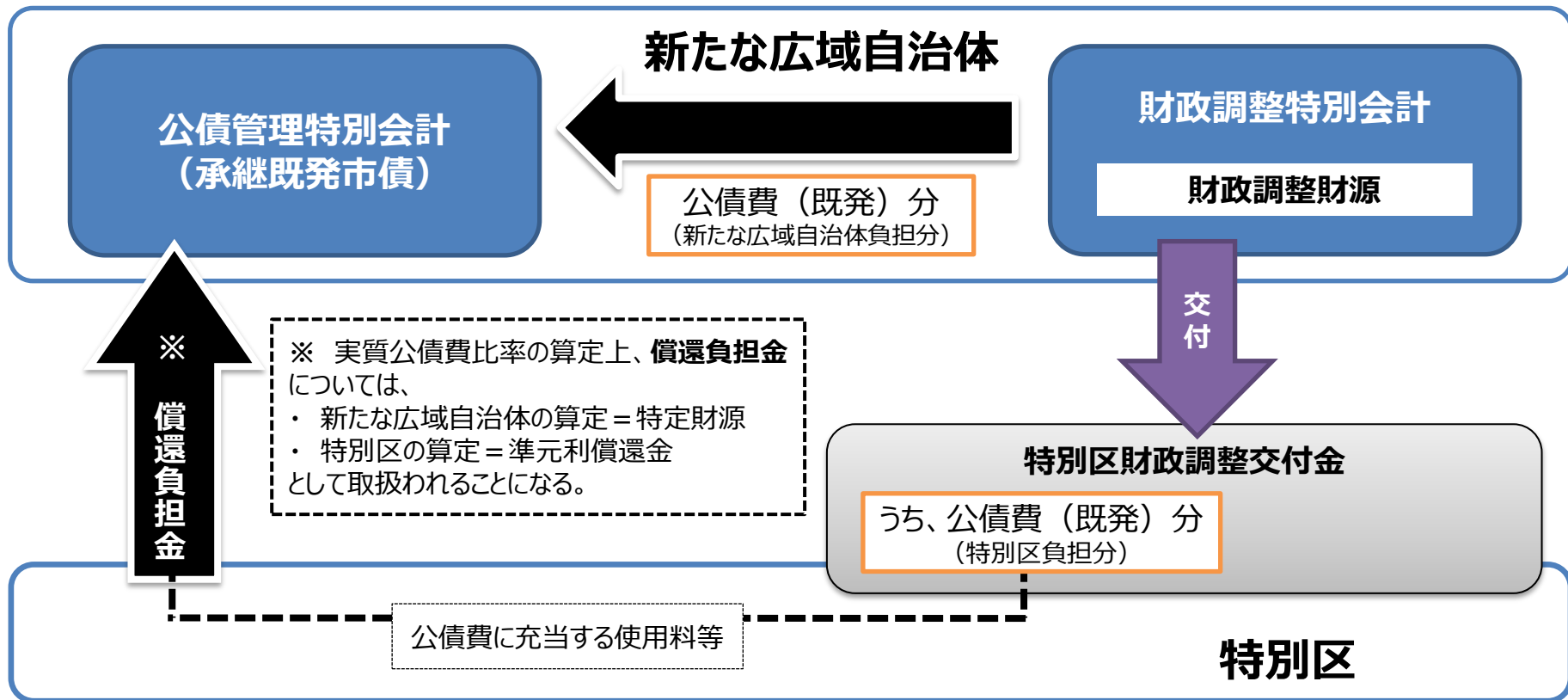


- こうした方法を前提に、
 - 新たな広域自治体の比率算定においては、特別区の償還負担金を特定財源（算定式のB）として控除する方向。
 - 特別区の比率算定においては、各特別区の償還負担金を準元利償還金（算定式のA）として算入する方向。

※ 将来負担比率も同様に算定する方向

新たな広域自治体の比率算定においては、将来負担額（E）のうち特別区が償還負担する額を特定財源見込額（G）として控除。特別区の比率算定においては、償還負担金に係る債務負担行為残高を将来負担額（E）として算入。

既発市債にかかる公債費負担の流れ（イメージ図）



(参考) 実質公債費比率の算定イメージ (平成23年度決算による算定結果をもとに仮試算)

	大阪府 現行	大阪市 現行	新たな広域自治体 (注)		特別区 全体 (注)
			特別区償還負担金 控除前	特別区償還負担金 控除後	
実質公債費比率 (単年度)	19.4%	9.0%	31%程度	19%程度	8%程度
実質公債費比率 (平21~平23の平均)	18.4%	10.0%	30%程度	18%程度	9%程度

注：新たな広域自治体及び特別区の算定は、差し引き等により機械的に行っているため、幅をもって見る必要がある。

(3) 地方交付税

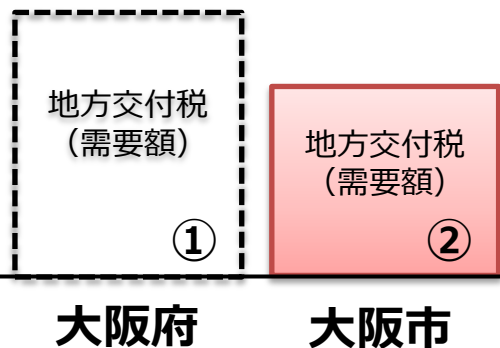
国との調整事項

- ◆ 地方交付税の算定は、現行の都区制度と同様、全特別区を一つの市とみなし、新たな広域自治体と合算して算定（合算算定）することを基本とする
- ◆ 大阪における新たな大都市制度への移行により、
 - ・ これまでの政令市としての算定から都道府県としての算定となること
 - ・ 特別区で必要となる行政経費が新たに生じること
 についての具体的な算定

国との調整状況と検討の方向性

- 現行制度どおり、合算算定とする方向。
- 現行の大阪府・大阪市の算定水準を基本とする方向。（事務分担等を踏まえ、国において算定）

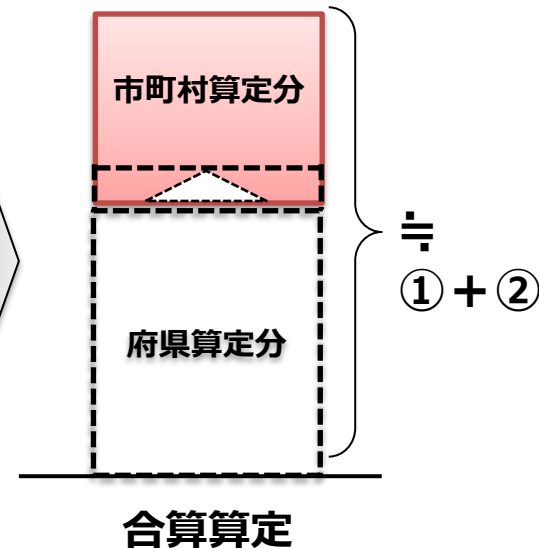
現 行



新たな大都市制度への移行

新たな事務配分によって、
 ・ 新たな広域自治体の算定
 ・ 特別区の算定
 ともに、様々な増減要素が生じる。

現行の大阪府・市の算定水準を基本



(4) 特別区設置に伴う再編コスト

国との調整事項

- ◆ 再編により一時的に必要となるシステム関係費、庁舎改修経費などのイニシャルコストへの対応

国との調整状況と検討の方向性

- 特別区の初期コストの負担の平準化を図るため、現行の地方財政措置の活用について、具体化に向けてさらに協議を実施する方向。

(5) 税源配分

国との調整事項

- ◆ 現行法どおり、特別区域内における財政調整財源の三税、目的税の二税は広域自治体の収入とするが、
 - ① 特別とん譲与税
 - ② 国有資産等所在市町村交付金
 - ③ 国有提供施設等所在市町村助成交付金については、特別区の収入とする

- 新たな広域自治体の収入とした場合、特別区が当該区域内に所有する貸付資産等についての国有資産等所在市町村交付金の取扱いが不明確
- 固定資産税の代替財源ではあるが、財政調整財源ではない

国との調整状況と検討の方向性

- ①～③の譲与税及び交付金については、現行法どおり、固定資産税の課税庁と一致させ、新たな広域自治体の収入とする方向。

なお、特別区が当該区域内に所有する貸付資産等については、現行法上、国有資産等所在市町村交付金を新たな広域自治体へ交付する必要は生じないことを確認した。